

下関市立大学大学院長期履修に関する規程

平成 20 年 1 月 23 日

規 程 第 2 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日規程第 11 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下「長期履修」という。）に関して必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限での修学が困難な事情にあるものとする。

- (1) 職業を有し、就業している者（正規職員以外も含み、その収入を主として生活を送っている者をいう。）
- (2) 育児、長期介護等の事情を有する者
- (3) 病気等その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限での修学が困難な事情にあると学長が認めた者

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、選拔出願時に、次の書類を添えて、学長に申請し、その許可を得なければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第 1 号）
- (2) 在職証明書（職業を有する者に限る。）（様式第 2 号）
- (3) その他必要と認められる書類

(長期履修期間)

第 4 条 長期履修が認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とする。

- 2 長期履修期間は入学時から 3 年又は 4 年とし、出願時にいずれかを選択しなければならない。

(長期履修期間の短縮)

第 5 条 長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、修了を希望する年度の前年度の 2 月末日までに、長期履修期間短縮申請書（様式第 3 号）及び必要書類を添えて、学長に申請し、その許可を得なければならない。

- 2 前項の規定による短縮は、1 回限りとする。

(資格の喪失)

第6条 第2条に規定する長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長へ申し出なければならない。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が、長期履修の申請の際に提出した申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったときは、学長は、当該長期履修学生の長期履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。
- 2 この規程の制定時において、平成20年度入学について許可を受けている者で、長期履修学生となることを希望するものは、第3条第1項の規定にかかわらず、平成20年2月20日までに、同項各号に規定する書類を学長に提出するものとする。

附 則 (平成27年2月26日規程第11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月24日規程第10号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期履修申請書

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

申請者 領域 _____

氏名 _____

〒 -

住所 _____

電話番号 () - _____

下記のとおり、長期履修を希望しますので、申請します。

記

1 長期履修期間

期間： 年 (年 4月 ~ 年 3月)

2 希望理由

様式第2号（第3条関係）

在 職 証 明 書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

上記の者は、当 _____ において、下記のとおり在職していることを証明します。

記

所属部署及び職名	勤 務 態 様	従事予定期間
	<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	自 年 月 日
	1 週平均 時間勤務 1 日平均 時間勤務	至 年 月 日

年 月 日

事業所等名 _____

〒 -

住 所 _____

電話番号 () - _____

証明者職名 _____

証明者氏名 _____ 印

様式第3号（第5条関係）

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

（宛先） 下関市立大学長

申請者 領域 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので、申請します。

記

1 長期履修期間

変更後の期間： 年（ 年 4月 ～ 年 3月）

変更前の期間： 年（ 年 4月 ～ 年 3月）

2 変更理由
